

町県民税、所得税の 申告はお早めに

町県民税、所得税の申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する税額を計算し税金を確定させる大切な手続きです。該当する人は2月16日(月)から3月16日(月)までに申告してください。

相談日や申告期限附近には、会場が混雑しますので、申告書は自分で記入できる箇所は記入し、必要な書類を必ず持参してください。

◎申告の必要がある人は？

- 平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)との合計額が20万円を超える人
- 事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人【事業所得のある人は、平成20年中の収入金額

から必要経費を差し引いて所得を計算する収支計算が必要となります。このため収入・経費に関する書類(販売金額・領収書など)の整理をしてから申告してください。】

- 年末調整などで、扶養控除や配偶者控除などを誤って適用した人
- 収入が公的年金のみで、配偶者控除や社会保険料控除などの各種控除を受けようとする人
- 町県民税については、平成20年中の給与所得以外の所得金額(事業・不動産など)の合計が20万円以下の人であっても申告が必要です。また、所得がない人でも国民健康保険に加入している人や、所得に関する証明書を必要とされる人は申告してください。

◎申告をすると税金が戻る人

次のいずれかに当てはまる人は、源泉徴収された税金が申告により還付されます。

- 給与・所得者・年金所得者などで、雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人(医療費控除は平成20年中に支払った医療費が、保険金などで補

てんされる金額を差し引いても10万円を超える人)

- 平成20年の途中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人

- 給与所得者で、年末調整を受けていない人で所得控除(生命保険料など)がある人

- 住宅ローンなどを利用して、住宅の新築・増改築をした人

○給与所得者の場合、住宅取得控除1年目の人(2年目以降は勤務先などで年末調整により控除を受けます)

○住宅借入金特別控除は、一定の条件(床面積・返済期間など)を満たす必要がありますので、注意してください。

◎申告に必要なもの

- 印鑑
- 給与・年金などの源泉徴収票(原本)
- 各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・地震保険・国民年金など)
- 医療費の領収書(医療費控除)
- 寄附金の受領証(寄附金控除)
- 金融機関の通帳(還付を受ける人、本人名義に限る)
- 口座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)

◎申告書などを提出する前に、記載事項や添付書類の確認をしましょう！

- 申告する人の住所、氏名を記入しましたか？
- 印鑑を押しましたか？
- 申告忘れの所得はありませんか？
- 控除対象にならない人を扶養(配偶者)控除に含めていませんか？
- 計算間違いはありませんか？
- 必要な書類の提出や添付は済みましたか？

◎町県民税、所得税の申告相談日程

と	き	対象地区	と　　こ　　ろ
2月16日(月) ～3月16日(月) (土・日曜日を除く)	9:00 ～ 16:00	朝日地区	本庁 税務課
		宮崎地区	宮崎総合事務所 住民生活課
		越前地区	越前総合事務所 住民生活課
		織田地区	織田総合事務所 住民生活課

※本庁税務課では、朝日・宮崎・越前・織田地区の申告相談ができます。

◎国民健康保険税などの社会保険料控除の取扱いについて

町県民税や所得税の社会保険料控除には、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの保険税(料)が対象になります。この控除は自己または自己と生計を一にする配偶者や親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った人に社会保険料控除が適用されます。

◇年金天引き(特別徴収)で納付されている場合

保険税などを支払った人が年金受給者自身であるため、年金受給者本人にのみ社会保険料控除が適用されます。

◇口座振替や金融機関などの窓口で納付されている場合

保険税などを実際に支払った人(口座振替の場合は口座名義人)に社会保険料控除が適用されます。

◎公的年金を受給されている人へ

国民年金や厚生年金など公的年金の受給金は、雑所得となります。

「公的年金などの源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。

また、源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得を合計した所得金額が、扶養控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。



◎税務署の電話相談センターをご利用ください！

国税に関する一般的なご質問やご相談をご希望の人は、最寄りの税務署にお電話(武生税務署 ☎2210890)いただければ、自動音声案内により「電話相談センター」へおつなぎします(おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます)。

◎町県民税の住宅ローン控除について

税源移譲により所得税が減少したことで、今まで控除されていた住宅ローン控除額が、所得税の減少によって所得税だけでは控除しきれなくなる場合があります。平成18年末までに入居し、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある人で、所得税から控除しきれない額がある場合は、平成20年度分以降の町県民税から控除します。該当する人は平成21年3月16日までに申告してください。

税の質問箱

寄附金控除が大幅に拡充されました！

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)

Q: どういった都道府県・市区町村が寄附先の対象となるのでしょうか？

A: 出身地や過去の居住地などに限定されず全ての都道府県・市区町村が対象となります。もちろん越前町に居住されている人が越前町へ寄附されても対象となります。

Q: どんな控除がうけられるの？

A: 税額控除方式となりました。軽減額の計算は次のとおりです。

- 〔寄附金－5,000円〕×10%
- 〔寄附金－5,000円〕×(90%－所得税の税率)(住民税所得割の1割を限度)

※ 控除対象限度額は、総所得金額の30%です。

①+②が軽減額となります。

問合せ先 税務課 ☎34-8709

○公益法人などに対する寄附金

Q: どのような団体に対する寄附金が税の軽減対象となるのですか？

A: 所得税の対象となる寄附金(社会福祉法人、学校法人、財団法人などに対する寄附金)のうち、福井県内に主たる事務所を置く法人または団体に対する寄附金などです。(具体的な法人・団体名などについては税務課へ問合せください。)

Q: どんな控除がうけられるの？

A: 税額控除方式となりました。軽減額の計算は次のとおりです。

〔寄附金－5,000円〕×10%

※控除対象限度額は、総所得金額の30%です。

所得税と住民税の両方の税金の軽減を受けようとする人は、**所得税の確定申告が必要**です。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要です。

◎平成21年度からの町県民 税の主な変更点について

◆町県民税の寄附金控除が拡充されました。

平成21年度以降の町県民税における寄附金控除が従来の所得控除方式（税率を乗じる前の所得金額から控除）から税額控除方式（税率を乗じた後の算出税額から控除）に変わり、控除対象となる額も従来は10万円を超える部分が対象となっていました。が、5千円を超える部分が対象となりました。

また、対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、町県民税所得割額の10%を限度とし所得税と合わせて控除を受けることができます。

◆町県民税の公的年金からの特別徴収制度（天引き）が始まります。

●公的年金（老齢基礎年金など）からの特別徴収（年金天引き）制度の導入

公的年金などを受給されている人で、現在、納付書・口座振替・給与からの特別徴収で納付している町県民税の公的年金などに係る部分を、平成21年10月以降に支払われる公的年金などから特別徴収（年金天引き）されます。

●対象者

町県民税の納税義務者のうち、前年中（平成20年）に公的年金な

どの支払いを受けており、年度初日（平成21年4月1日）において公的年金などの支払いを受けている65歳以上の人で、年金の年額が18万円以上ある人。

※ただし、次の場合は特別徴収の対象となりません。

- ・公的年金など給付の年額が18万円未満である場合
- ・当該年度の特別徴収税額が公的年金など給付の年額を超える場合

●徴収する税額

公的年金などの所得に係る町県民税の所得割額および均等割額

※公的年金などの所得と公的年金など以外の所得（給与所得など）がある人は、公的年金など以外の所得に係る町県民税は、普通徴収（納付書・口座振替）などにより別途徴収されます。

※特別徴収される公的年金の種類及び徴収する税額などは、6月に送付する納税通知書によってお知らせします。

●対象となる年金

老齢基礎年金（国民年金）・老齢厚生年金・退職共済年金など（※遺族年金・障害年金は対象となりません。）

●実施時期

平成21年10月の公的年金など支給分から実施

町県民税の公的年金からの特別徴収方法

①平成21年度（特別徴収を開始する年度）の徴収方法

徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）		特別徴収（年金天引き）		
期 別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

※上半期（6月・8月）は、年税額の4分の1ずつを普通徴収（納付書・口座振替）により納付し、下半期（10月・12月・2月）は、年税額から普通徴収した額を差し引いた額の年税額の6分の1ずつを、公的年金などの支給月ごとに年金支払額から特別徴収します。

②平成22年度以降（前年度は特別徴収）の徴収方法

徴収方法	特別徴収（年金天引き）					
期 別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の下半期分の額の3分の1	前年の下半期分の額の3分の1	前年の下半期分の額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1	年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1

※上半期（4月・6月・8月）は、前年の下半期分の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期（10月・12月・2月）は、その年の年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを、公的年金などの支給月ごとに年金支払額から本徴収します。

問合せ先 税務課 ☎34-8709